

- 「建設リサイクル法対象工事」✓
- 「電子縦覧対象工事」✓
- 「ワンデーレスポンス対象工事」✓
- 「週休2日確保対象工事」✓
- 「余裕期間設定工事」
- 「熱中症対策補正対象工事」✓
- 「現場環境改善対象工事」✓
- 「遠隔確認対象工事」✓
- 「ICT施工技術対象工事」

特 記 仕 様 書

工事番号： 中農水(整)第25号

工 事 名： 神原堤ため池第2号工事

工事場所： 弘前市大字高杉 地内

工 期： 契約締結日の翌日 ～ 令和 9年 3月26日

第1章 総 則

この工事は、青森県農林水産部農村整備課制定「農村整備土木工事共通仕様書」に準拠するほか、本特記仕様書により施工するものとする。仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。

なお、農村整備土木工事共通仕様書は、青森県庁のホームページで閲覧、ダウンロードできる。
【https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_koujisiyousyo.html】

第2章 工事の内容

1. 目的	この工事は、防災重点農業用ため池緊急整備事業計画の一環として、ため池堤体を改修する工事である。																														
2. 工事場所	弘前市大字高杉 地内																														
3. 工事概要	この工事の概要は、次のとおりである。 1) ため池改修工 1式 （土砂吐及び取水工 1式） （小型水門扉製作据付工 1式） （鋼製付属設備製作据付工 1式） 2) 主要工事内訳 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th><th>主な内容</th><th>数 量</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造物撤去工</td><td>土砂吐及び取水工撤去</td><td>1 式</td><td></td></tr> <tr> <td>土砂吐及び取水工</td><td>作業土工、躯体工</td><td>1 式</td><td></td></tr> <tr> <td>仮設工</td><td>仮設道路工、歩車道境界ブロック撤去工、仮排水工、除雪工</td><td>1 式</td><td></td></tr> <tr> <td>小形水門扉製作工</td><td>扉体工、戸当り工、開閉装置工、取水設備製作工</td><td>1 式</td><td>土砂吐ゲート、取水ゲート</td></tr> <tr> <td>鋼製付属設備製作工</td><td>鋼製付属設備製作工</td><td>1 式</td><td>斜樋管、防護柵、タラップ</td></tr> <tr> <td>輸送費</td><td>輸送費（小型水門扉）、輸送費（鋼製付属）</td><td>1 式</td><td></td></tr> </tbody> </table>			工 種	主な内容	数 量	備 考	構造物撤去工	土砂吐及び取水工撤去	1 式		土砂吐及び取水工	作業土工、躯体工	1 式		仮設工	仮設道路工、歩車道境界ブロック撤去工、仮排水工、除雪工	1 式		小形水門扉製作工	扉体工、戸当り工、開閉装置工、取水設備製作工	1 式	土砂吐ゲート、取水ゲート	鋼製付属設備製作工	鋼製付属設備製作工	1 式	斜樋管、防護柵、タラップ	輸送費	輸送費（小型水門扉）、輸送費（鋼製付属）	1 式	
工 種	主な内容	数 量	備 考																												
構造物撤去工	土砂吐及び取水工撤去	1 式																													
土砂吐及び取水工	作業土工、躯体工	1 式																													
仮設工	仮設道路工、歩車道境界ブロック撤去工、仮排水工、除雪工	1 式																													
小形水門扉製作工	扉体工、戸当り工、開閉装置工、取水設備製作工	1 式	土砂吐ゲート、取水ゲート																												
鋼製付属設備製作工	鋼製付属設備製作工	1 式	斜樋管、防護柵、タラップ																												
輸送費	輸送費（小型水門扉）、輸送費（鋼製付属）	1 式																													

	小形水門扉据付工	小形水門扉据付工	1 式	土砂吐ゲート、取水ゲート
	鋼製付属設備据付工	鋼製付属設備据付工	1 式	斜樋管、防護柵、タラップ
	既設設備等撤去工	既設設備等撤去工	1 式	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。			

第3章 施工及び現場条件

下表項目、事項のうち該当欄は、工事施工に当たって制約等を受けることとなるので明示する。

なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない施工条件が発生した場合は、監督職員と協議し適切な処置を講ずるものとする。

明示事項		内容	
1. 工程関係	1. 工事日数又は工期	☒	工 期 令和 9 年 3 月 26 日 まで
		☐	この工事は、 年債務であり、契約年度内に出来高の確保が必要である。
		☐	この工事は、工期の前に、建設資材や建設労働者などを確保できるよう「発注者指定方式」の「余裕期間制度」を活用する工事である。
			工 期 △△ 〇 年 〇 月 〇 日 まで
			余裕期間 契約締結の翌日から 日以内
		☐	この工事は、工期の前に、建設資材や建設労働者などを確保できるよう「任意着手方式」の「余裕期間制度」を活用する工事である。なお、現場着手日は共通仕様書に定める工事着手を行う日であり、やむを得ない事情がある場合を除き休日とすることができない。
			実工期 日間
			着手期限日 令和 年 月 日
			余裕期間 契約締結の翌日から 日以内
			留意事項 受注者は現場着手日報報告書を提出することにより、請負契約を締結した翌日から発注者が設定する余裕期間内の任意の日を現場着手日として選択することができる。
	2. 週休2日の確保	この工事における週休2日確保工事の実施及び費用の計上は以下のとおりである。なお、実施方法及び経費補正等については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html	
		週休2日確保工事の実施方式	
		☒	発注者指定型（現場閉所）
		☐	受注者希望型（交替制）※
		☐	対象外
		*：発注後、実施内容を協議すること	
		週休2日の確保に係る費用の計上	
		当初	変更 計上している費用
		☐	週単位の週休2日を想定した経費補正
		☒	月単位の週休2日を想定した経費補正
		☐	交替制による週単位の週休2日を想定した経費補正
		☐	交替制による月単位の週休2日を想定した経費補正
		☐	費用の計上を行っていない
		対象期間に含めない期間のうち、「設計図書において対象外としている期間」、「災害対応等、受注者の責によらない作業が行われている期間」及び「その他、協議により対象外と認められる期間」は以下のとおりである。 例：令和x年x月x日からxx日にかけての豪雨に伴う臨機の措置（10日間）	

明示事項		内容				
1. 工程関係	3. 他の工事に関連する制約の有無 ☐ 有 ☒ 無		他の工事の名称	発注者等名	期間	
		①			～	
		②			～	
		③			～	
			制約内容			
		①				
		②				
		③				
		4. 関係機関等との協議に伴う制約の有無 ☒ 有 ☐ 無		関係機関名称	協議事項	期間
			①	弘前市	道路協議	R8.9 ～
			②			～
			③			～
			制約内容			
	①		現道部分には敷鉄板を設置し、一部撤去した施設については工事完了後に原形復旧する。			
	2. 第三者に対する措置関係	1. 公害防止に伴う対策の有無 ☐ 有 ☒ 無		公害の種別	対象工種	作業期間
			①	☐ 騒音		～
			②	☐ 振動		～
			③	☐ 濁水		～
④			☐ 粉塵		～	
			対策方法		基準等	
①						
②						
③						
④						
2. 防護施設による対策の有無 ☐ 有 ☒ 無			対象工種又は区間	危険要因	対策方法	
3. 保安設備、保安要員配置の指定の有無 ☐ 有 ☒ 無		対象工種又は区間	規格・規模	配置期間及び時間帯		
4. 搬入路としての一般道路指定の有無 ☐ 有 ☒ 無			搬入経路	使用期間	使用時間帯	
		①		～	～	
		②		～	～	
		③		～	～	
		制限の内容	使用中の管理の内容	使用後の補修内容		
	①					
	②					
	③					

明示事項		内容		
2. 第三者に対する措置関係	5. 重量制限の有無 ☐ 有 ☒ 無	制限される場所・施設名等	管理者	制限の内容
3. 仮設関係	1. 仮設道路 ☒ 有 ☐ 無 ☒ 指定 ☐ 任意	設置場所	別途図面のとおり	
		規格・構造	延長 213m、幅 4.5m、材料 割栗石	
		設置期間	R8.9 ~ R9.3	
		安全施設の内容		
		維持補修等の内容		
		工事終了後の処置	存置	
		その他留意事項	用地は発注者が確保している。（8. その他参照）	
		2. 建込簡易土留 ☐ 有 ☒ 無 ☐ 指定 ☐ 任意	設置場所	
	規格・構造			
	設置期間		~	
	維持補修等の内容			
	工事終了後の処置			
	その他留意事項			
	3. 仮設水路 ☐ 有 ☒ 無 ☐ 指定 ☐ 任意		設置場所	
		規格・構造		
		設置期間	~	
		維持補修等の内容		
		工事終了後の処置		
		その他留意事項		
		4. 仮回し水路 ☒ 有 ☐ 無 ☐ 指定 ☒ 任意	設置場所	ため池内地
	規格・構造		延長 20 m、ポリコルゲート管φ700	
	設置期間		R8.9 ~ R9.3	
	維持補修等の内容		通水能力を確保	
	工事終了後の処置		布設替え	
	その他留意事項			
	5. 水替工 ☐ 有 ☒ 無 ☐ 指定 ☐ 任意		設置場所	
		規格・構造		
		設置期間	~	
		維持補修等の内容		
		工事終了後の処置		
		その他留意事項		
		6. 仮締切工 ☒ 有 ☐ 無 ☐ 指定 ☒ 任意	設置場所	堆積土仮置き部分
	規格・構造		大型土のう工（1段101m、2段6m）	
	設置期間		R8.9 ~ R9.3	
	維持補修等の内容		決壊の防止	
	工事終了後の処置		存置	
その他留意事項				

明示事項		内容			
3. 仮設関係	7. 仮設足場 ☒ 有 ☐ 無 ☐ 指定 ☒ 任意	設置場所	土砂吐躯体周辺部		
		規格・構造	手摺先行型枠組足場		
		設置期間	施設機械の据付時 ～ R9. 3		
		維持補修等の内容	足場板の落下防止		
		工事終了後の処置	撤去		
		その他留意事項			
	8. 除雪工 ☒ 有 ☐ 無 ☐ 指定 ☒ 任意	除雪場所	仮設道路、施工箇所		
		規格・構造	機械除雪（進入道路及び工事用道路）		
		除雪期間	R8. 12 ～ R9. 3		
		維持補修等の内容			
		工事終了後の処置			
		その他留意事項			
	4. 建設副産物関係	1. 建設発生土の搬出 ☐ 有 ☒ 無	この工事において発生する建設発生土の搬出は、以下のとおりである。 なお、搬出作業完了後、搬出先の管理者等に対し受領書の交付を求めること。		
			搬出先の情報	名称等	
所在地					
管理者					
運搬距離					
搬出する土砂			土質区分		
			搬出量(m3)*		
			利用用途		
法規制等の有無			盛土規制法	該当区域	
				許可・届出	
				許可番号等	
			土地所有者等の同意		
		土壌汚染対策法			
その他法令等					
設計上の取扱い					
搬出時期					
その他条件					
*搬出量は地山相当 (C=1.0、L=1.0) の数量である。					
2. 建設発生土の搬入 ☐ 有 ☒ 無		この工事において使用する建設発生土の搬入は、以下のとおりである。 なお、搬入完了後、発生場所の管理者等に対し受領書を交付すること。			
		搬入元の情報	名称等		
			所在地		
			管理者		
			運搬距離		
		搬入する土砂	土質区分		
			搬入量(m3)*		
			利用用途		
		搬入時期			
	その他条件				
	*搬入量は地山相当 (C=1.0、L=1.0) の数量である。				

明示事項		内容					
4. 建設副産物関係	3. 建設発生土を除く指定副産物の有無 ☒ 有 ☐ 無		種別	発生量	運搬距離	再生処理施設所在地	
		①	コンクリート塊(有筋)	42.50 t	7.8 km	弘前市大字清野袋地内	
		②	コンクリート塊(無筋)	10.81 t	7.8 km	弘前市大字清野袋地内	
		③	アスファルト塊	0.47 t	7.8 km	弘前市大字清野袋地内	
		④	木くず(生木、枝・幹)	1.00 t	10.2 km	弘前市大字五代地内	
		⑤	木くず(抜根材)	1.00 t	10.2 km	弘前市大字五代地内	
			再生処理施設名	備考			
		①	(株)寺崎リサイクルプラント				
		②	(株)寺崎リサイクルプラント				
		③	(株)寺崎リサイクルプラント				
		④	㈱兼建興業 いわきリサイクルプラント				
		⑤	㈱兼建興業 いわきリサイクルプラント				
		上記の処理場は設計積算上での条件明示であり、処理場を指定するものでない。 ただし、上記の処理場以外で処理する場合は、監督職員の承諾を得ること。					
		4. 指定副産物を除く建設廃棄物の有無 ☒ 有 ☐ 無		種別	発生量	運搬距離	産業廃棄物処理施設所在地
	①		アスファルト汚泥	0.02 t	30.7 km	青森市戸山山部地内	
	②						
	③						
			産業廃棄物処理施設名	備考			
	①		(株)青南RER				
	②						
	③						
	上記の処理場は設計積算上での条件明示であり、処理場を指定するものでない。 ただし、上記の処理場以外で処理する場合は、監督職員の承諾を得ること。						
	5. 産業廃棄物税計上の有無 ☐ 有 ☒ 無		この工事で発生する建設廃棄物については、青森県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること				
		有 : この工事では、青森県産業廃棄物税相当額を計上している					
無 : この工事では、青森県産業廃棄物税相当額を計上していないが、必要に応じ設計変更で対応する							
6. 建設副産物の現場内での減量化・再利用の有無 ☐ 有 ☒ 無	種別	減量化の内容		再利用の方法			
	7. 再生資材利用の有無 ☒ 有 ☐ 無	再生資材の名称	規格		使用箇所		
		再生クラッシャー	RC-40		基礎砕石、路盤		
	5. 工事支障物件等	1. 占用物件等の工事支障物件の有無 ☐ 有 ☒ 無		支障物件名	管理者名	場所	協議の状況
			①				
②							
③							
			移設時期	工事方法	条件等		
①							
②							
③							

明示事項		内容							
5. 工事支障物件等	2. 占用物件工事との重複施工の有無 ☐ 有 ☒ 無		占用物件名		管理者名		重複する工種		
		①							
		②							
		③							
			重複する期間		対応内容				
		①	～						
		②	～						
		③	～						
		6. 工事用電力	1. 全般 2. 仮設電気設備の指定の有無 ☐ 有 ☒ 無 ※各設備の詳細は、図面参照	工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。					
				供給地点及び責任分界点					設置期間
受電設備	契約電力			電圧	相数	備考			
	kw			V					
配電設備	架空線			回線	線式	電線規格	延長		
				1 回線			m		
				2 回線			m		
	ケーブル			電線規格	延長	備考			
					m				
				m					
分電盤設備	相数			線式	箇所数	対象機器			
					カ所				
					カ所				
7. 各工種の留意点	1. 共通仕様書に定める以外の施工条件の有無 ☒ 有 ☐ 無			工種名		施工条件			
				全般		この工事の水準点は、図面に示すBMを使用すること。			
		土砂吐及び取水工		1) 既設底樋管(ヒューム管φ800)との接続目地位置は想定のため、事前に試掘等を行い、底樋の位置関係・構造について確認を行うこと。 2) 斜樋上部の洪水吐側壁との接続は現地合わせとし、伸縮目地材を設置すること。 3) 土砂吐工の基礎地盤である洪積粘性土Dc1層について、平板載荷試験を行い、支持力の確認を行うこと。設計許容支持力度は45kN/m2以上とする。 4) 張ブロックは新設としているが、劣化があまり見られず再利用できる場合は、監督員と協議し再利用することができる。 5) 既設底樋の取壊しは既設止水板、既設ダウエルバーの取り外し・新設のために行うものであり、必要最小限とする。					
		施設機械設備製作据付工事		1) 小形水門扉及び鋼製付属設備製作工に対し、主要材料をステンレス鋼SUS304とし、設計荷重に対して十分な強度を有するものとする。 2) 水密構造は後面四方水密とし、水密ゴムの材質は必要な強度、弾性力及び耐候性を考慮し、合成ゴムとする。 3) 開閉装置はスピンドル式とする。 4) ステンレス部材並びにコンクリート埋設部材については塗装を行わず、酸洗いを十分に行う。 5) 施設機械の製作基地は以下のとおり。(設計積算上での条件明示であり、指定するものでない。) 基地名 東光鉄工(株)本宮工場 住 所 秋田県大館市本宮 地内 輸送距離 65km					
		既設設備撤去工		底樋・斜樋・土砂吐など現況施設に関する資料がなく、設計図面の構造寸法は想定である。そのため、事前に試掘を行い、施設の構造を確認する。					

明示事項		内容					
	2. 共通仕様書に定める以外の施工又は品質管理基準の有無 ☐ 有 ☒ 無	工種名	項目	施工又は品質管理基準			
7. 各工種の留意点	3. 共通仕様書に定める施工又は品質管理基準の変更又は適用除外の有無 ☐ 有 ☒ 無	工種名	項目	施工又は品質管理基準			
	4. 共通仕様書に定める以外の施工検査の有無 ☒ 有 ☐ 無	工種名	検査時期	検査項目	規格値等		
		土工	着手前	丁張り			
		その他	適宜	不可視部分の出来高			
	5. 共通仕様書に定める施工検査の変更又は適用除外の有無 ☐ 有 ☒ 無	工種名	検査時期	検査項目	規格値等		
	6. 監督職員立会いの上、施工すべき工種の有無 ☐ 有 ☒ 無	工種名	工事段階	備考			
8. その他	1. 発注者が確保している工事用地の有無 ☒ 有 ☐ 無		場所	面積 (㎡)	用途		
		①	弘前市大字高杉字山下地内（図面参照）	949.80 ㎡	仮設道路、資材置場等		
		②		㎡			
		③		㎡			
			使用時の条件	返還時の条件			
		①	防塵及び排水処理	原形復旧し、地権者の確認を受けること。			
		②					
		③					
		2. 工事現場発生品の有無 ☐ 有 ☒ 無	品名	数量	引渡し場所	引渡し時期	運搬距離

明示事項		内容					
	3. 支給材料及び貸与品の有無 ☐ 有 ☒ 無 ☐ 支給材料 ☐ 貸与品		品名	数量	構造・規格等	使用目的・箇所	
		①					
		②					
		③					
			引渡し場所	返納場所	条件	引渡し時期	
		①					
		②					
		③					
		8. その他	4. 随意契約工事に伴う間接費等調整の有無 ※この工事は、右記工事と間接費等の調整を行っている。 ☐ 有 ☒ 無	工事番号		工事名	場所
5. 各種調査の有無 ※右記調査については、共通仕様書に基づき協力すること。 ☐ 有 ☒ 無			調査名称	内容	調査費計上の有無		
	①						
	②						
	③						
		調査要領等					
	①						
	②						
	③						
6. 中間検査の有無 ☐ 有 ☒ 無	工種等		検査時期	その他			
7. 部分引渡しの有無 ☐ 有 ☒ 無	指定部分		引渡し時期				
8. 部分使用の有無 ☐ 有 ☒ 無	使用箇所	使用期間		その他			
		～					
		～					
		～					
9. 監督職員の検査を受けて使用すべき材料の有無 ☐ 有 ☒ 無	材料名	工事段階		備考			
10. 監督職員の立会いの上で調合すべき材料の有無 ☐ 有 ☒ 無	材料名	工事段階		備考			

明示事項		内容																																												
8. その他	11. 調査について 監督職員の見本検査を受ける材料の有無 ☐ 有 ☒ 無	材料名	工事段階	備考																																										
	12. 地盤情報登録の有無 ☐ 有 ☒ 無	この工事は、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない工事である。詳細は、一般財団法人国土地盤情報センターホームページ (https://ngic.or.jp) 参照のこと。																																												
	13. 現場環境改善費計上の有無	この工事における現場環境改善の実施及び費用の計上は以下のとおりである。なお、実施方法及び経費補正等については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html 現場環境改善の実施について <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>当初</th> <th>変更</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>✓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 現場環境改善費の計上方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>当初</th> <th>変更</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>率計上</td> <td>✓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>積上げ計上</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計上していない</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 発注者による実施内容の指定 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>指定の有無</th> <th>指定する内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>無（任意）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全設備関係</td> <td>無（任意）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営繕設備関係</td> <td>無（任意）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>無（任意）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				当初	変更	対象	✓		対象外				当初	変更	率計上	✓		積上げ計上	-		計上していない			実施項目	指定の有無	指定する内容	仮設備関係	無（任意）		安全設備関係	無（任意）		営繕設備関係	無（任意）		地域連携	無（任意）							
	当初	変更																																												
対象	✓																																													
対象外																																														
	当初	変更																																												
率計上	✓																																													
積上げ計上	-																																													
計上していない																																														
実施項目	指定の有無	指定する内容																																												
仮設備関係	無（任意）																																													
安全設備関係	無（任意）																																													
営繕設備関係	無（任意）																																													
地域連携	無（任意）																																													
	14. 熱中症対策に資する現場管理費の補正の有無 ☐ 有 ☒ 無	実施方法及び経費補正等については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html																																												
	15. ICT施工の実施	この工事におけるICT活用工事の実施及び費用の計上は以下のとおりである。なお、実施方法及び経費補正等については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html 対象工種及び費用の計上 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">発注者 指定型</th> <th rowspan="2">受注者 希望型</th> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="2">費用の計上</th> </tr> <tr> <th>当初</th> <th>変更</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>✓</td> <td>土工</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>ほ場整備工</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>舗装工</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>暗渠排水工</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>地盤改良工</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>小規模土工</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>〇〇工</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 上表において、発注者指定型及び受注者希望型のどちらにも✓がない場合でも、受注者が希望する場合は、協議のうえ受注者希望型と同様の取扱とする。			発注者 指定型	受注者 希望型	工 種	費用の計上		当初	変更		✓	土工	無		-	-	ほ場整備工	-		-	-	舗装工	-		-	-	暗渠排水工	-		-	-	地盤改良工	-		-	-	小規模土工	-		-	-	〇〇工	-	
発注者 指定型	受注者 希望型	工 種	費用の計上																																											
			当初	変更																																										
	✓	土工	無																																											
-	-	ほ場整備工	-																																											
-	-	舗装工	-																																											
-	-	暗渠排水工	-																																											
-	-	地盤改良工	-																																											
-	-	小規模土工	-																																											
-	-	〇〇工	-																																											

明示事項		内容							
		3次元設計データの有無 <table><tr><td></td><td>有</td></tr><tr><td>✓</td><td>無</td></tr><tr><td></td><td>その他</td></tr></table>		有	✓	無		その他	施工に必要となる3次元設計データのうち、この工事で作成が必要な範囲
		有							
✓	無								
	その他								
	16. BIM/CIMの活用 ☐ 有 ☒ 無	8. その他 29. BIM/CIMの活用についてのとおり。							

8. その他

17. 青森県認定リサイクル製品の使用

この工事は「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」に基づき、下記の「青森県認定リサイクル製品」を使用し工事を実施するよう努めるものとする。

なお、「青森県認定リサイクル製品」の入手が困難な場合のほか使用できない理由がある場合は、その旨を「書面」で提出し、監督職員の承諾を得て新材製品を使用するものとする。(Aグループのみ)

【青森県認定リサイクル製品優先使用指針-使用上のグループ区分に基づく認定製品の使用】

Aグループ	特段の理由がない限り、優先使用に努める。
Bグループ	試験的な使用等、積極使用に努める。

※ 使用上のグループ区分は、価格と施工実績によるもので製品の優劣で定めたものではない。

Bグループの製品であっても使用できる工種がある場合は使用するよう努めるものとする。

製品のパンフレット、優先使用指針及び使用上のグループ区分は、下記の資源循環推進課ホームページに掲載しています。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/nintei_recycle.html

18. 余裕期間制度

- (1) 余裕期間内においては、監理技術者等(現場代理人を含む)の設置を要しない。
- (2) 余裕期間内においては、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 受注者は、余裕期間内において、下請との契約、作業員・建設資機材等の確保(現場への搬入を除く)及び関係機関への協議文書等の届出など、工事準備に該当しない準備を行うことができる。
- (4) 受注者は、余裕期間内において、現場事務所等の設置、測量、詳細設計・工場製作(施設機械工事等共通仕様書に基づいて実施するもの)、資機材の工事現場への搬入、仮設物の設置等の工事準備、及び工事を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。
- (5) 余裕期間内における現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。
- (6) 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。
- (7) CORINSへの登録について、技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。
- (8) 余裕期間制度については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html

19. 週休2日確保工事について

- (1) (発注者指定型の場合) この工事は、週休2日に取り組むことを指定する工事であり、受注者は週休2日の確保に取り組まなければならない。
- (2) 受注者は、工事着手日までに、週休2日の確保を考慮した工程を検討のうえ、現場閉所日が確認できる施工計画書を作成し、週休2日を確保するために必要な工期及び工程について発注者と協議する。
- (3) 実施方法及び経費補正等については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html

20. 熱中症対策に資する現場管理費の補正について (1) この工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正対象工事であり、受注者希望する場合は、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行うこととする。 (2) 受注者は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を希望する場合は、施工計画書等に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するとともに、監督職員と協議する。 (3) 実施方法及び経費補正等については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html
21. 施工箇所が点在する工事の積算方法について（土木工事の場合） (1) この工事は、施工箇所が点在する工事であり、「○○地区（○○、○○）、△△地区（○○）、□□地区（○○）（以下、施工箇所という）」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。 (2) この工事における共通仮設費の金額は、対象地区ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域等）については、対象地区ごとに設定する。 (3) 農業農村整備事業における「施工箇所が点在する工事の積算方法」については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html
21. 施工箇所が点在する工事の積算方法について（施設機械工事の場合） (1) この工事は、施工箇所が点在する工事であり、「○○地区（○○、○○）、△△地区（○○）、□□地区（○○）（以下、施工箇所という）」ごとに間接労務費、工場管理費、共通仮設費、現場管理費及び据付間接費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。 (2) この工事における間接労務費、工場管理費、共通仮設費、現場管理費及び据付間接費の金額は、施工箇所毎に算出し、間接労務費、工場管理費、共通仮設費、現場管理費及び据付間接費のそれぞれに合計した金額とする。 なお、間接労務費率、工場管理費率、共通仮設費率、現場管理費率及び据付間接費率の補正（施工地域による補正等）については、施工箇所毎に設定する。設計技術費及び一般管理費等については、施工箇所毎ではなく、通常の積算方法により算出する。 (3) 農業農村整備事業における「施工箇所が点在する工事の積算方法」については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html
22. 工事現場等における遠隔確認について (1) この工事は、農業農村整備事業における工事現場等遠隔確認試行要領に基づき施工検査等の遠隔確認を実施することができる。 (2) 受注者は、工事現場における遠隔確認を実施する場合は、施工計画書に遠隔確認の実施方法等を記載するとともに、監督職員と協議すること。 (3) 農業農村整備事業における工事現場等遠隔確認試行要領等については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html
23. ICT施工技術の活用について（受注者希望型） (1) 受注者は、ICT施工技術の活用を希望する場合、契約後、施工計画書の提出前に発注者へ工事打合簿によりICT活用工事計画書を提出し、具体的な工事内容及び対象範囲等協議を行い、協議が整った場合にICT活用工事を行うことができる。 (2) 受注者は、ICT活用工事の具体的な工事内容及び対象範囲等を施工計画書に記載すること。 (3) 受注者は、必要な資料を監督職員に報告し貸与を受けるものとする。なお、貸与を受けた資料については、作業終了後一括して速やかに監督職員に返却しなければならない。 (4) 受注者は、ICT施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省農村振興局整備部設計課）」に基づき、提出しなければならない。 (5) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」により計上することとする。 (6) 受注者は、発注者から依頼する歩掛りや経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛り調査を実施する場合には協力しなければならない。

24. 1日未満で完了する作業の積算方法について (1) この工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。 (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 (4) 4）受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）監督職員に提出すること。実際費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。 (6) 1日未満積算基準「4判定方法（3）判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、第〇章〇施工箇所が点在する工事の積算方法の箇所とする。 (7) 農業農村整備事業における1日未満で完了する作業の積算方法及び時間的制約を受ける工事の積算方法については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html
25. 快適トイレの導入に関する試行について (1) この工事は、建設現場を誰もが働きやすい環境とする取り組みの一環として、快適に使用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）の設置について、監督職員と協議し、変更契約時において、その設置に必要な費用を計上する試行工事である。 (2) 受注者が「快適トイレ」の設置を希望する場合は、快適トイレの導入に関する試行要領に基づき実施できる。 (3) 快適トイレの設置に要する費用については、当初は計上していない。受注者は、快適トイレであることを示す書類及び見積書等を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議すること。 (4) 農業農村整備事業における快適トイレの導入に関する試行要領については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html
26. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更の運用について (1) この工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 (2) 受注者が、地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更を希望する場合は、地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更の運用に基づき監督職員と協議すること。 (3) 農業農村整備事業における地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更の運用については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html
27. 運搬費及び準備費の設計変更の運用について (1) この工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費 (2) 受注者が、運搬費及び準備費の設計変更を希望する場合は、運搬費及び準備費の設計変更の運用に基づき監督職員と協議すること。 (3) 農業農村整備事業における運搬費及び準備費の設計変更の運用については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html
28. 冬期施工における現場管理費の補正について 実施方法及び経費補正等については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html

29. BIM/CIMの活用について

(受注者希望型)

この工事は、「農業農村整備事業におけるBIM/CIMを活用した業務及び工事の試行要領」に基づき、受注者の希望により3次元モデルを活用できるものとする。

3次元モデルの活用を希望する場合は、工事受注後、調査職員と目的、活用内容、仕様及び費用等について協議すること。

費用は、発注者が必要と認めるものに限り設計変更の対象とする。

「農業農村整備事業におけるBIM/CIMを活用した業務及び工事の試行要領」は、下記の農村整備課ホームページを参照すること。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html

第4章 設計変更の手続き

設計変更等については、契約書第18条から第24条及び共通仕様書共通編1-1-14から1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」（青森県 農林水産部農村整備課）によるものとする。

「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」は、農村整備課ホームページを参照すること。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html

第5章 使用材料の品質規格等

設計図書に記載された材料のうち、材料内訳及び規格・材質等について詳細な記載が無い、又は共通仕様書と異なる規格とする材料について、以下に示す。

(参考)

名称	規格・寸法・材質	数量	単位	備考
階段ブロック	B=1000、n=1:2.0	6	個	
ステップ	W=300、合成樹脂被膜φ19	6	本	

(2) レディミクストコンクリート

この工事で使用するレディミクストコンクリートは、下表によるものとし、レディミクストコンクリートに使用するセメントは、普通セメントを標準とする。

種類	規格	最大水セメント比	備考
無筋・鉄筋コンクリート	21-8-25	60%	躯体・台座・二次コンクリート
無筋コンクリート	18-8-40	65%	函体上部・基礎コンクリート
無筋コンクリート	18-8-25	65%	均し、帯・張コンクリート

(3) その他

下記に示す材料は、使用前に見本、カタログ、試験成績書等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

材料名	規格・寸法・材質	備考
全ての資材		「工事材料事前審査済」の場合は、一覧表を提出

第6章 排出ガス対策型建設機械

排出ガス対策型建設機械が使用できない場合には、使用できない理由を書面（工事打合簿）により提出し、監督職員の承諾を受けることとする。

第7章 資源有効利用促進法省令に基づく建設副産物の取扱いについて

1. コブリス・プラスの活用

全ての工事は、建設副産物情報交換システム（以下、「コブリス・プラス」という。）の登録対象工事であり、受注者は、施工計画書作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかにコブリス・プラスにデータの入力を行うものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 建設発生土の搬出に係る事前確認

受注者は、建設発生土を工事現場から搬出する場合、再生資源利用促進計画の作成に先立ち、工事現場における土壌汚染対策法等に基づく手続きの状況や、搬出先における盛土規制法等による規制の有無及び許可等について、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は3の再生資源利用促進計画書に添付して提出するものとする。

3. 再生資源利用（促進）計画書の作成

共通仕様書第1編1-1-18「建設副産物」において定める再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書は、コブリス・プラスを使用して作成し、施工計画書にその写しを添付して提出するものとする。

なお、施工計画書の作成が不要な工事及び記載内容に変更が生じた場合は、工事打合簿に添付して提出するものとする。

4. 再生資源利用（促進）計画書等の掲示

受注者は、3において作成した再生資源利用（促進）計画書及び2において作成した確認結果票の写しを工事現場内の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

5. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設発生土の搬出を他の者に委託しようとする場合、運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画書の内容及び3の確認結果を通知しなければならない。

6. 建設発生土に係る受領書の交付

建設発生土を搬出した工事の受注者は、建設発生土の搬出が完了したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

また、建設発生土を受け入れた工事の受注者は、受領書の交付を求められた際は、受領書を交付しなければならない。

7. 再生資源利用（促進）実施書の作成

共通仕様書第1編1-1-18「建設副産物」において定める再生資源利用促進実施書及び再生資源利用実施書は、コブリス・プラスを使用して作成し、監督職員に提出するものとする。

8. 作成書類の保管

受注者は、6において受領した受領書及び7において作成した再生資源利用（促進）実施書を工事の完成日から5年間保管するものとする。

第8章 その他の特記事項

この工事に係るその他の特記事項は、下表のとおりとする。

特記事項	特記事項の内容
「青森県リサイクル製品認定制度」に基づく認定リサイクル製品の使用について	認定リサイクル製品を使用する場合は、様式（28）に必要事項を記入のうえ、公衆の見やすい場所に掲示すること。
低入札調査契約	低入札価格調査制度により落札された場合は、契約から14日以内に法定福利費を明示した工事打合簿を監督員に提出すること。また、施工検査（工事段階検査……各工種）の実施について、施工計画書を基に打合せをする。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条について	（法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。） 法第12条第1項の規定による説明（書面の様式については監督職員の指示による）については、落札者は契約前に当該報告を監督職員に対して行うものとする。 落札者は、監督職員への説明時に交付した書面と同じものを契約事務担当職員に提出するものとする。

特記事項	特記事項の内容
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条について	(法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。) 法第18条第1項の規定による報告(書面の様式については監督職員の指示による)については、受注者は再資源化等が完了したときは、当該報告を監督職員に対して行うものとする。
完成検査申請等	完成検査実施予定の前月15日までに予定日を監督員に報告のこと。
施工体制の自己点検	受注者は、共通仕様書第1編1-1-10「施工体制台帳」において提出が義務付けられている施工体制台帳について、「青森県県土整備部建設工事施工体制点検要領」を農林水産部に読み替えて適用している「青森県農林水産部建設工事施工体制点検要領」に基づき施工体制の自己点検を実施し、施工体制台帳並びに確認・点検した第1号様式、第2号様式、第3号様式及び第4号様式を監督職員に提出するものとする。要領は、青森県ホームページ【https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/sekoutaisei.html】に掲載されている。
青森県農林水産部請負工事成績評定要領第4条5項について	(請負代金が500万円以上の工事の場合に限る。) 受注者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式26、27により提出できる。 なお、本要領は、青森県県土整備部請負工事成績評定要領を農林水産部に読み替えて適用しており、青森県庁のホームページ【https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/kouji-seiseki.html】に掲載されている。
暴力団員等による不当介入に対する通報・報告義務	受注者は、受注者及び下請負者に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
色彩等の景観形成	色彩等の景観については、青森県景観条例に基づき「青森県公共事業景観形成基準」を遵守し、「青森県景観色彩ガイドプラン」に配慮すること。関連資料は、青森県庁ホームページ【https://www.pref.aomori.lg.jp/life/keikan/keikan-daikibo-1-2todokede.html】に掲載されている。
電子納品対象工事	この工事は、電子納品対象工事である。 電子成果品の作成は、「青森県電子納品運用ガイドライン」に基づき進めること。 なお、国土交通省が定める電子納品に関する要領・基準は、国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページ【https://www.cals-ed.go.jp/】から閲覧、ダウンロードできる。 また、「青森県電子納品運用ガイドライン」は、青森県庁のホームページ【https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/ken-gijutsu.html】の「CALS/EC」のページよりダウンロードできる。
再生材の入手不可能な場合の対応について	再生材の入手が不可能であると確認された場合は、設計変更で新材使用とする。 なお、入手不可能の確認は、受注者が供給可能量を調査し(再生砕石等は現場から40km以内、再生アスファルト混合物の場合は現場から40km以内または運搬時間1.5時間以内の全プラント)、監督職員へ「再生資材入手不可能による新材使用への変更依頼」を提出して行うものとする。(別表-2、3)
工事標示板及び工事説明看板	県内全40市町村と県外3市町において、第80回国民スポーツ大会(以下、「国スポ」という。)及び第25回全国障害者スポーツ大会(以下、「障スポ」という。)が以下の会期で開催される。 【国スポ冬季大会】2026年1月31日～2月17日 【国スポ本大会】2026年10月10日～10月20日 【障スポ】2026年10月23日～10月26日 国スポ及び障スポの開催周知と気運醸成を図るため、受注者は、本工事で使用する工事標示板及び工事説明看板への標章等の記載について協力すること。(別表-3)
一括計上価格について	この工事に計上する一括計上価格は、最低制限価格の算出において直接工事費として取り扱うものとする。

特記事項	特記事項の内容
ワンデーレスポンス実施対象工事	- この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。 「ワンデーレスポンス」とは 受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 - 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。 - 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
ウィークリースタンス等の実施	この工事は、ウィークリースタンス等の実施対象工事である。受発注者双方における1週間のルールを目標として定めることにより、業務環境を改善をし、担い手の確保及び育成を目的とするものであり、実施内容については、「青森県農林水産部農村整備課発注工事におけるウィークリースタンス等の実施について」に基づき、初回打合せ時に、受発注者双方で確認・調整し、打合せ記録簿に記録しておくこととする。ただし、災害発生等により緊急対応を要する場合は対象外とする。 <農村整備課HP> https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/NN_weekly_kouji.html
青森県農村整備課発注工事におけるデジタル工事写真の黒板情報電子化について	デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。 この工事でデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。 - 対象機器の導入 受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「2-2 撮影 方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」 （URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、この工事での使用機器について提示するものとする。 なお、使用機器の事例として、URL 「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。 - デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入 受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。 - 黒板情報の電子的記入の取扱い この工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準に準ずるが、同条2. に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。 - 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品 受注者は、同条2. に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL （http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

工事情報共有システム（ASP）について	この工事において、工事情報共有システム（ASP）を利用することを原則とする。なお、通信環境が確保できない場合など、工事情報共有システム（ASP）利用基準で対象外とすることができる場合は、監督職員とシステムの利用について協議すること。 青森県農村整備課所管工事における工事情報共有システム利用基準については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gijutukanri.html
法定外労災保険の契約	この工事において、受注者は労働者災害補償保険法に基づく労災保険のほか、に法定外の労災保険の契約を締結しなければならない。保険証券等を監督職員に提示し、確認を受けること。
工事書類の標準化	「土木工事共通仕様書（様式集）」の一部様式を含む県の工事関係書類については、県様式に加え国様式の提出も認めるものとする。 ただし、国様式の「工事名」欄には、「工事番号」と「工事名」を記載すること。
工事書類スリム化ガイドライン	工事関係書類の提出については、「青森県農林水産部土木工事書類スリム化ガイドライン」によるものとする。 <農村整備課HP>
週休2日制普及促進DAYアンケートの提出	準備・後片付け期間を除く施工期間に毎週土曜日に行われる「週休2日制普及促進DAY」が含まれる全ての工事の受注者（現場代理人等）及び下請負人は回答に協力すること。 【回答用URL】 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/syuukyuu2kahuukyusokusin.html 

第9章 提出書類

(1) 契約書に基づいて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
指導調整課	工事工程表	契約締結後14日以内	1部	3条	
指導調整課	現場代理人等通知書	着工時	1部	10条	
監督職員	工事履行報告書	毎月1回監督職員の指定する日	1部	11条	毎月1部提出のこと
監督職員	完成届	工事完成の日から5日以内	1部	31条	
監督職員	引渡書	工事完成検査合格後	1部	31条	
監督職員	請求書	工事完成検査合格後	1部	32条	

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
指導調整課	請負代金内訳書	契約締結後14日以内	1部	3条	3条(A)(B)適用の場合
指導調整課	現場代理人等変更通知書	必要の都度	1部	10条	
監督職員	材料確認書	必要の都度	1部	13条	
監督職員	確認・立会依頼書	必要の都度	1部	14条	
監督職員	支給品受領書	引渡しの日から7日以内	1部	15条	
監督職員	貸与品借用(返納)書	引渡しの日から7日以内	1部	15条	
監督職員	工期延期届	必要の都度	1部	21条	

(3) 仕様書に基づいて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	共通仕様書 ※1	備考
監督職員	工事打合簿	着工前及び必要の都度	1部	第1編1-1-7	※2 工事材料
監督職員	再生資源利用計画書	着工前及び必要の都度	1部	第1編1-1-19	
監督職員	再生資源利用促進計画書	着工前及び必要の都度	1部	第1編1-1-19	
監督職員	再生資源利用実施書	工事完成後速やかに	1部	第1編1-1-19	
監督職員	再生資源利用促進実施書	工事完成後速やかに	1部	第1編1-1-19	
監督職員	工事写真	工事完成の日から5日以内及び必要の都度	1部 1部	第1編1-1-21	工事写真全部(CD-R等) 着工前・完成のみ(印刷物)
監督職員	施工管理図表	工事完成の日から5日以内及び必要の都度	1部	第1編1-1-24	

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	共通仕様書 ※1	備考
監督職員	施工計画書	着工前及び必要の都度	1部	第1編1-1-5	※3
監督職員	施工体制台帳、施工体系図	下請負契約締結後速やかに	1部	第1編1-1-11	
監督職員	支給品清算書	工事完成時(完成前に清算可能な場合はその時点)	1部	第1編1-1-17	
監督職員	現場発生品調書	引き渡し時	1部	第1編1-1-18	
監督職員	火薬類使用計画書	着工前及び必要の都度	1部	第1編1-1-28	非火薬品(破砕薬)含む
監督職員	事故報告書	発生時	1部	第1編1-1-30	
指導調整課	建設業退職者共済組合掛金収納書(発注者用)	契約(当初・変更・下請)締結後1ヶ月以内	1部	第1編1-1-41	

※1 表中の「共通仕様書」欄に記載している該当条項は、県土整備部の共通仕様書を参照する。

※2 「材料事前審査登録済み」の場合は、工事に関する承諾書の添付資料は省略できる。

※3 請負金額1,000万円以上。(ただし、1,000万円未満でも監督職員が必要と認めたとき)

別表－ 1

令和 年 月 日

〇〇農林水産事務所長 殿

会 社 名 〇〇〇〇〇

代表者名 〇〇〇〇〇

再生資材入手不可能による新材使用への変更依頼

令和〇〇年〇〇月〇〇日に契約した下記工事に係わる再生資材については、別紙のとおり入手が不可能なことから、新材使用への変更をお願いします。

記

1 工事番号 〇農水（整）第〇〇号

2 工 事 名 〇〇〇第〇〇号工事

3 入手が不可能な再生資材

名 称	施工場所	施工時期	全体数量	1日の 施工数量

4 添付資料 各プラントの再生材供給可能量報告書

別表－２

令和 年 月 日

（受注者）

会 社 名 ○○○○○

代表者名 ○○○○○

（プラント）

会 社 名 ○○○○○

代表者名 ○○○○○

再生資材供給可能量報告書

再生資材の供給可能量について、下記のとおり報告します。

記

１ 工事番号 ○農水（整）第○○号

２ 工 事 名 ○○○第○○号工事

３ 再生資材

名 称	納入場所	納入時期	必要数量	納入可能量

※必要数量及び納入可能量については、全体または１日あたりの使用量を記入。

工事標示板及び工事説明看板

国スポ及び障スポの標章等の記載例

< 工事標示板（水路工事の場合） >

< 工事説明看板 >

ご迷惑をおかけします	
水路を新しく しています	
令和 年 月 日まで	
	青の煌めきあomorい国スポ・障スポ 国スポ冬季大会 2026年 1月31日(土)～2月17日(火) 国スポ本大会 2026年10月10日(土)～10月20日(火) 障 スポ 2026年10月23日(金)～10月26日(月)
水路工事	
工事名 第〇〇号 〇〇〇〇工事 発注者 〇〇農林水産事務所 担当課 〇〇〇 電話 XXXX-XX-XXXX 施工者 〇〇建設株式会社 現場代理人 〇〇〇〇 電話 XXXX-XX-XXXX この工事の契約額等の詳細は、青森県建設業ポータルサイト (https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/index.html) で公開 しています。	

ご迷惑をおかけします	
令和 年 月 日まで	水路を新しく しています
青の煌めきあomorい国スポ・障スポ 	
発注者	〇〇農林水産事務所 〇〇〇〇課
電話	XXXX-XX-XXXX
施工者	〇〇建設株式会社
電話	XXXX-XX-XXXX

◆留意事項等◆

- 上記の記載例以外の標章等を使用する場合、青森県庁のホームページ【<https://aomorikokuspo2026.pref.aomori.lg.jp/hyousho/>】に掲載されている「標章及びマスコット等の使用の手引」及び「デザインガイドマニュアル」を遵守するとともに、事前に監督職員の承諾を得ること。
- 上記の工事標示板及び工事説明看板は、現場環境改善費（率計上分）の対象とすることが可能。（別表の「地域連携」の「デザイン工事看板（各工事PR看板含む）」に該当）

神原堤 土砂吐ゲート設備等更新工事特記仕様書

第1章 総則

1. 適用

県営神原堤地区ため池等整備事業神原堤ため池第2号工事の施工に当たっては、青森県農林水産部農村整備課制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施するほか、本特記仕様書により施工するものとする。仕様書の記載内容の優先は、本「特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。

なお、共通仕様書は、青森県庁のホームページで閲覧、ダウンロードできる。

【https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_koujisiyousyo.html】

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、県営神原堤地区ため池等整備事業計画に基づき、ゲート設備の改修を行うものである。

2. 工事場所

弘前市大字高杉 地内

3. 工事概要

本工事は、神原堤の土砂吐ゲート、取水設備、付属設備の製作据付工事で、その概要は次のとおりである。

- | | |
|------------|-----|
| (1) 土砂吐ゲート | 1 門 |
| 1) 扉体 | |
| 2) 戸当り | |
| 3) 開閉装置 | |
| (2) 取水設備 | 1 式 |
| (3) 付属設備 | 1 式 |
| 1) 防護柵更新 | |
| 2) タラップ更新 | |

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

5. 施工範囲

- (1) 本工事の施工範囲は、第2章3. 工事概要に示す設備の設計、製作、輸送、既設撤去、据付及び試運転調整までの一切とする。
- (2) 次に示すものは本工事の施工対象（工種区分：一般土木工事）とする。
 - 1) 仮締切り工事
 - 2) 資機材の現場搬入道路の設置・撤去及び補修工事

第3章 施工条件

1. 工程制限

なし

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は次のとおりとする。

- (1) 工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。
)

3. 現場技術員

本工事は、共通仕様書（施）第1編第1章1-1-13に規定している現場技術員を配置しない。

第4章 現場条件

1. 関連工事等

~~受注者は、次に示す隣接工事、又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。~~

~~-(1) ○○○○工事~~

~~——(令和○○年○○月～令和○○年○○月)——~~

2. 既設設備との受渡条件

本工事で既設設備を撤去するため、既設設備との受渡条件はないものとする。

3. 搬入路

本工事現場への工事車両等の進入路は、別添図面のとおり本工事において設置するものとし、ラフテレーンクレーン16ton吊ほか工事用車両の進入は可能である。ただし、撤去・据付上等やむを得ない理由により搬入が困難な状態となった場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

4. 第三者に対する措置

(1) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

5. 関係機関との調整

関係機関との協議は、発注者側において工事着手までに完了する予定である。ただし、任意仮設備に関するものは、監督職員と打合せの上、受注者が必要な手続きを行わなければならない。

第5章 提出図書等

1. 提出図書

提出図書は、A4版の装丁とし、監督職員が指定する日までに次に示す部数（承諾後の返却分を含む）を作成し、監督職員に提出するものとする。

施工計画書	2部
承諾図書	2部
完成図書	2部
施工図	2部

なお、完成図書及び施工図の内容、編集等については監督職員と打合せのうえ作成するものとする。また、提出書類に変更が生じた場合は、その都度変更書類を提出するものとする。

2. 承諾図書

共通仕様書（施）第1章1－1－8に示す実施仕様書・計算書及び詳細図は、監督職員と協議して定めた期間内に提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

3. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者の損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

第6章 仮設

1. 工事用電力

据付工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。

第7章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は別に示すとおりである。

2. 工事用地等の使用及び返還

- （1）工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、監督職員の確認を受けなければならない。
- （2）工事用地等以外の用地が、受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返還する場合は、発注者に報告するものとする。

第8章 貸与する資料等

本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。

- (1) 資料名 神原堤ため池委託第1号 設計業務報告書
- (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで
- (3) 返納場所 青森県中南農林水産事務所
- (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第9章 試運転調整

本工事の試運転調整に要する電力費は、発注者において負担する。

第10章 設計

1. 一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章第1項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (3) 耐久性及び安全性ならびに維持管理を考慮した構造とする。
- (4) 運転が確実に操作の容易なものとする。
- (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合は、その詳細を明記するものとする。

2. 設計諸元

(1) 土砂吐ゲート

項 目	諸 元
形 式	ステンレス鋼製スライドゲート
純 径 間	0.800m
有 効 高	0.800m
ゲート敷高	EL 56.660m
主 要 材 質	SUS304
門 数	1 門
前面側設計水位	EL 60.660m
後面側設計水位	EL 56.660m
前面側操作水位	EL 58.160m
後面側操作水位	EL 56.660m
水 密 方 式	後面4方ゴム水密
開 閉 装 置	手動スピンドル式
開 閉 速 度	0.12m/min 程度
揚 程	0.875m
操 作 方 式	機側操作

(2) 取水設備

項 目	諸 元
形 式	ステンレス鋼製スライドゲート
呑 口 寸 法	φ 300
設 置 数	3 段
呑 口 中 心 高	第 1 孔 EL 59.360m
	第 2 孔 EL 58.760m
	第 3 孔 EL 58.160m
主 要 材 質	SUS304
前面側設計水位	EL 60.660m
後面側設計水位	EL 58.160m
前面側操作水位	EL 59.960m
後面側操作水位	EL 58.160m
水 密 方 式	後面 4 方ゴム水密
開 閉 装 置	手動スピンドル式
開 閉 速 度	0.124m/min 程度
揚 程	1.020m
操 作 方 式	機側操作

(3) 防護柵

項 目	諸 元
形 式	中さん形式
手 摺 高	1.100m
支柱間距離	1.200m 以下
中さん間隔	0.300m 以下
主 要 材 質	SUS304
設 置 数	1 式
設 計 荷 重	水平荷重:0.4kN/m、鉛直荷重:0.6kN/m

(4) タラップ

項 目	諸 元
形 式	丸パイプ方式
内 幅	0.400m 以上
踏さんの間隔	0.250m 以上、0.350m 以下
踏さんの距隔	0.200m 以上
主 要 材 質	SUS304
設 置 数	1 式

3. 材料

(1) 主要材料は、J I S規格品、又は同等品以上とする。

材 料 名	規 格	適 用
合成ゴム	CR	水密ゴム

(2) 構造計算の結果、決定する使用材料は、製作所のミルシート又は引張試験成績書等を提出し、監督職員の承諾を受けるものとする。

第 1 1 章 構造及び製作

1. 一般事項

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第 2 章「機器及び材料」及び第 4 章「水門設備」によるものとする。
- (2) 本設備の製作は、共通仕様書（施）第 3 章「共通施工」及び第 4 章「水門設備」によるものとする。
- (3) 本設備は、共通仕様書（施）第 4 章によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。
- (4) 水門設備の主要部は、運転開始から長期の運転に耐えうる設計を行うこと。

2. ゲート設備

(1) 土砂吐ゲート

- 1) 扉体の主要材質は、ステンレス鋼材を使用する。
- 2) 戸当りの主要材質は、ステンレス鋼材を使用する。
- 3) 水密構造は後面四方水密とし、水密ゴムの材質は、必要な強度、弾性力及び耐候性を考慮し、合成ゴムとする。
- 4) 開閉装置は手動スピンドル式とし、スピンドルの材質はステンレス鋼材を使用する。

(2) 取水設備

- 1) 扉体の主要材質は、ステンレス鋼材を使用する。
- 2) 戸当りの主要材質は、ステンレス鋼材を使用する。
- 3) 水密構造は後面四方水密とし、水密ゴムの材質は、必要な強度、弾性力及び耐候性を考慮し、合成ゴムとする。
- 4) 開閉装置は手動スピンドル式とし、スピンドルの材質はステンレス鋼材を使用する。

(3) 付属設備

- 1) 土砂吐ゲート用防護柵の主要材質は、ステンレス鋼材とし、設計荷重に対して、十分な強度を有するものとする。
- 2) 土砂吐ゲート用タラップの主要材質は、ステンレス鋼材とし、設計荷重に対して、十分な強度を有するものとする。

第 1 2 章 運転操作・制御方式

1. 運転操作

水門設備の運転操作内容は、別紙 2「運転操作要領」のとおりとする。

第 1 3 章 塗装

1. 一般事項

- ~~(1) 外注品の塗装仕様についてはメーカー標準塗装とし、塗装色は〇〇系とする。~~
- ~~(2) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修塗装を行い仕上げるものとする。~~

(3) ステンレス部材並びにコンクリート埋設部材については塗装を行わないものとする。なお、ステンレス部材は、酸洗いを十分に行うものとする。

2. 施工方法

- ~~(1) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、一次プライマー及び各層の塗り重ねは塗装系に応じた塗装間隔を守り、各層毎に色分けを行い施工するものとする。~~
- ~~(2) 現場溶接部及び工場での塗り残し部の塗装は、現場補修等を行い、塗装を仕上げるものとする。~~

3. 塗装仕様

~~塗装仕様は次のとおりとする。~~

~~(1) 付属設備~~

施工場所	工 程	塗料等	標準膜厚	塗色	塗装方法
現場	素地調整	1種Aケレン			
	プライマー処理	ジソクリッチプライマー(有機)	(15μm)	最終層○系	はけ
	下塗り (1)	エポキシ樹脂塗料下塗り (大気部用)	80μm		
	下塗り (2)	エポキシ樹脂塗料下塗り (大気部用)	80μm		
	中塗り	ポリウレタン樹脂塗料用中塗り	40μm		
	上塗り	ポリウレタン樹脂塗料上塗り	30μm		
	計		230μm		

第14章 据付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応じるものとする。

なお、その費用については別途協議するものとする。

1. 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第3章第7節 輸送から第12節 仮設工によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2. 据付基準点

本工事の据付基準点は別途監督職員が指示する基準点を使用するものとする。

なお、基準点等の位置データは、測地成果2000に対応したものである。

3. 機械設備

(1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易なように配置するものとする。

(2) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。

- (3) 扉体の据付にあたっては、損傷を与えないように、かつ機能を十分に発揮するように正確に据付なければならない。

第15章 試験及び検査

1. 検測又は確認（施工段階確認）

- (1) 本工事の施工段階において、(4)に示す工種、確認内容、確認時期で立ち合いによる検測又は確認を受けるものとする。ただし、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。なお、施工段階確認の具体的な実施方法については、施工計画書に記載するものとする。
- (2) 施工段階確認を受けようとするとき、監督職員に立会願いを提出する。また、確認後は施工段階確認簿をその都度製作し、速やかに監督職員へ提出する。
- (3) 工場で行う施工段階確認は、日本国内の工場で行うものとする。
- (4) 施工段階確認の確認内容は、出来形確認にあつては施設機械工事等施工管理基準第2編第1章第1節2.「直接測定による出来形管理」の分類A、品質確認にあつては同基準第2編第1章第2節「品質管理」の分類Aによるものとする。
また、確認時期にあつては、施設機械工事等施工管理基準第1章総則第1節総則によるものとする。なお、施工段階確認の確認内容として下記事項を追加するものとする。
- (5) 低入札価格調査制度における調査対象工事の場合の重点監督は次に示すとおりとし、前項(4)と併せ実施する。

工種	確認内容		確認時期
(水門設備)			
扉体	対角長の差、水密幅、水密高	出来形管理	工場製作時
スクリーン	スクリーンの枠寸法、スクリーンのピッチ、通しボルトのピッチ、スクリーン受桁の外形寸法	出来形管理	工場製作時

- (6) 低入札価格調査制度における調査対象工事の場合の監督・検査等については、以下のとおり実施する。

1) 溶接における監督・検査等の強化（非破壊試験の拡大）

- ①発注者は段階確認において、第18章第3項の溶接における施工管理の強化（非破壊試験の拡大）(1)及び(2)の非破壊試験に対し、原則として1工事につき一回以上立会うものとする。
- ②発注者は段階確認や検査時等において、溶接部の内部及び表面欠陥の有無を確認するため、受注者が行う非破壊試験結果の確認に加え、任意の箇所（1設備1箇所以上）を選定し、内部欠陥は超音波探傷試験、表面欠陥は浸透探傷試験による確認を行うことができる。
- (7) 施工段階確認で確認するもの以外についても、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。
- (8) 施工段階確認結果において、管理基準値及び規格値から外れたものが確認された場合、受注者は以下の対応を行わなければならない。なお、詳細については、監督職員の指示によるものとする。
- ①管理基準値から外れた場合、施工方法の改善策を監督職員に報告しなければな

らない。

- ②規格値から外れた場合、手直し工事を行うとともに、施工方法の改善策を監督職員に報告しなければならない。なお、手直した箇所については、再度施工段階確認を受けるものとする。

2. 中間技術検査

- (1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- (2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- (3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- (4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- (5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。

3. 既成部分検査

受注者は、既成部分検査により確認した出来形部分の引き渡しは行わないものとし、引き渡しまで善良な管理を行うものとする。

第16章 施工管理等

(1) 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3. 溶接における施工管理の強化（非破壊試験の拡大）

低入札価格調査制度における調査対象工事となった場合は、次のとおり該当する施工管理を行うものとする。

- (1) 施設機械工事における主要構造部の突合せ溶接継手については、全溶接延長の10%以上について放射線透過試験を行うものとする。但し、水門主要構造部及び放流管のうち、重要度の高い構造物（水圧鉄管の分岐管、ダム用ゲート等）にあつては40%以上について放射線透過試験を行うものとする。

なお、放射線透過試験が適切に実施できない場合などは、超音波探傷試験を代替方法とすることができる。

- (2) 施設機械工事における主要構造部のT継手溶接部については、当該継手溶接延長の10%以上について超音波探傷試験を行うものとする。

第17章 設計施工に係る事項

1. 費用の負担

受注者は第2章3. 工事概要から5. 施工範囲に示す費用の一切を負担するものとする。このほか、発注者及び受注者間の費用の負担は次のとおりとする。

項 目	費用の負担	備考
設計諸元等条件変更に係るもの	発注者	
設計提案に係るもの	受注者	
関連工事との調整に係るもの	協議による	
不可抗力によるもの	協議による	
人為的ミスによるもの	受注者	
法・基準の改正に係るもの	発注者	
その他本仕様書に定めのないもの	協議による	

2. 設計条件等の提示確認

受注者は、設計条件等の設計着手段階における確認を契約後速やかに監督職員に対し行わなければならない。

3. 設計の承諾

受注者は、設計条件等を確認後、受注者の技術力及び経験等を活用し、下表の項目及び内について詳細設計（実施仕様書、計算書及び詳細図）を第5章2に示す期日までに行い、監督職員に提出し承諾を受けなければならない。

作業項目	作業内容	備考
詳細事項	操作制御方式の検討 付属設備の仕様、配置の決定	
設計計算	各部応力計算 材質・部材の検討 装置・諸元の検討 機器配置の検討 施工計画・工事工程計画の作成	
設計図	一般構造図 扉体組立図 開閉装置組立図 付属設備組立図 仮設図	
材料計算	主要部材数量表（内訳表・集計表） 機器数量表（規格・容量・重量） 塗装面積表	

なお、詳細事項の検討において、別図に示す土木構造の変更が伴う設計提案は認めない。

第18章 条件変更の補足説明

本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- 1) 設計諸元等条件変更に係るもの
- 2) 関連工事との調整に係るもの
- 3) 関係機関との協議によるもの
- 4) 不可抗力によるもの
- 5) 法・基準の改正に係るもの
- 6) その他本仕様書に定めのないもの

第19章 その他

1. 電子納品

- (1) 工事完成図書を、施設機械工事等共通仕様書第1章1-1-28及び第1章1-1-30に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。
 - ・工事完成図書の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R） 正副2部
 - ・工事完成図書の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

2. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

3. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、なんらかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日は除く。

第20章 定めなき事項

- (1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
- (2) この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

施設機械工事等共通仕様書 読替規程

【表紙】 農林水産省農村振興局整備部設計課 ⇒ 青森県農林水産部農村整備課

【本文共通】

農林水産省 ⇒ 青森県

特別仕様書 ⇒ 特記仕様書

契約書第18条5項 ⇒ 契約書第18条6項

契約書第43条2項 ⇒ 契約書第39条2項

段階確認、施工段階確認 ⇒ 施工検査

会計法（昭和22年 法律第35号） ⇒ 地方自治法（昭和22年 法律第67号）

【本文個別】

第1章 総 則

第1節 総 則

「適用」関係

1. 適用工事

青森県施設機械工事等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、青森県が発注する農業農村整備事業、海岸保全事業及び地すべり対策事業に係る工事のうち、施設機械設備工事、鋼橋製作架設工事及び電気通信設備工事及びその他これに類する土木構造物に関連した施設機械設備等の製作据付工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2. 共通仕様書の適用

受注者は、共通仕様書の適用に当たって、「請負工事等監督要領」及び「青森県工事検査基準」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。

また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。

「用語の定義」関係

2. ～ 4. 【適用除外】

「調査・試験に対する協力」関係

5. 低入札価格調査

(1) 施工体制台帳の提出及びそのヒアリング

①青森県低入札価格調査制度運用マニュアル（平成13年10月1日青監第888号）の規定に基づく価格を下回る価格で落札し契約締結した場合においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項の規定にかかわらず建設業法第24条の7第1項の規定に準じて施工体制台帳を作成するものとし、監督職員に提出しなければならない。

②前項①の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。

(2) 施工計画書の内容のヒアリング

青森県低入札価格調査制度運用マニュアルの規定に基づく価格を下回る価格で落札し契約締結した場合においては、施工計画書の提出に当たり、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。

「技術検査」関係 【適用除外】

施設機械工事等施工管理基準 読替規程

次の語句をそれぞれ読替えて準用する。

- (1) 農林水産省所管の国営土地改良事業、直轄海岸保全事業、直轄地すべり対策事業及び直轄災害復旧事業に係る直轄工事 ⇒ 青森県が発注する農業農村整備事業、海岸保全事業及び地すべり対策事業に係る工事
- (2) 地方農政局 ⇒ 青森県
- (3) 特別仕様書 ⇒ 特記仕様書
- (4) 土木工事施工管理基準 ⇒ 農村整備土木工事施工管理基準